規則

○公正取引委員会規則第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査専門官） **第二条の二**　事務総局経済取引局調整課に調査専門官九人以内を置く。 ２　調査専門官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織令第十三条に掲げる事務を処理する。 （企業結合調査官） **第二条の三**　［略］ ［条を削る。］ （転嫁円滑化対策調査官） **第二条の四**　［略］ （下請取引検査官） **第二条の五**　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官六十三人以内を置く。 ２　下請取引検査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）第七条第二項に掲げる事務を処理する。 （特別専門官） **第二条の六**　［略］ （審査専門官） **第二条の七**　事務総局審査局に審査専門官二百九十八人以内を置く。 ［２～４　略］ （地方事務所及び支所の総務課） **第四条**　地方事務所及び支所の総務課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の総務課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、次条第一項第五号、第四条の三第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。 ［一～十三　略］ 十四　消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）の施行に関すること。 ［十五　略］	［条を加える。］ （企業結合調査官） **第二条の二**　［同上］ （転嫁対策調査官） **第二条の三**　事務総局経済取引局取引部取引企画課に転嫁対策調査官八人以内を置く。 ２　転嫁対策調査官は、命を受け、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）第三条及び第八条の規定に違反する行為の防止及び是正に関する事務を処理する。 （転嫁円滑化対策調査官） **第二条の三の二**　［同上］ （下請取引検査官） **第二条の四**　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官五十八人以内を置く。 ２　下請取引検査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）第六条第二項に掲げる事務を処理する。 （特別専門官） **第二条の五**　［同上］ （審査専門官） **第二条の六**　事務総局審査局に審査専門官三百一人以内を置く。 ［２～４　同上］ （地方事務所及び支所の総務課） **第四条**　地方事務所及び支所の総務課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の総務課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、次条第一項第五号、第四条の三第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。 ［一～十三　同上］ 十四　消費税転嫁対策特別措置法の施行に関すること。 ［十五　同上］